

義務付け・枠付けの見直しに 関する地方独自の基準事例

平成24年4月

内閣府地域主権戦略室

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地域主権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告、「地方分権改革推進計画」(H21.12.15)、「地域主権戦略大綱」(H22.6.22)を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法・第2次一括法等により、これまで2次の見直しを実施してきたところ

第1次一括法(H23.4.28)成立

- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

- ・図書館運営審議会の委員の任命基準等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法案(H24.3.9)国会提出

- ・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等69法律の改正

施行期日

- ・第1次・第2次一括法ともに地方自治体の条例等が必要なものH24.4.1。ただしH25.3.31まで経過措置あり

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

○地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、

- ・地域特有の問題(子育て支援、地域活性化、雇用失業対策等)の解決
- ・きめ細やかな住民サービスの提供
- ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
- ・自治体の政策法務力の向上
- ・地方議会の審議の活性化

などにつながり、地域主権改革の成果が具体化

※ 残された義務付け・枠付けについても引き続き見直しを行っていく

義務付け・枠付けの更なる見直しについて(H23.11.29)閣議決定

独自事例の目次

- 公営住宅の入居基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 公営住宅の整備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 道路構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 道路標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 保育所の設備及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 特別養護老人ホームの設備及び運営・・・・・・・11
- 公共職業能力開発施設の行う職業訓練・・・・・・12
- 図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱・・・13
- 水道技術管理者等の職員資格・・・・・・・・・・・・14

公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

①入居収入基準－対象者の月収の範囲を条例で設定（従来は15.8万円以下で全国一律）

※ 政令（公営住宅法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

②同居親族要件－単身者を対象者に含めるか否かを条例で設定（従来は単身者は原則対象外）

③入居者の範囲・収入－特に居住の安定を図るべき者（「裁量階層」）の範囲・収入を条例で設定

地方独自の基準の具体例

○子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からの活用

- ・裁量階層の対象範囲を「未就学児童がいる世帯」から、「18歳未満の多子世帯（3人以上）」を追加【福井県】、「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【奈良県桜井市等】、「新婚世帯」を追加【兵庫県】

○定住促進・地域活性化の観点からの活用

- ・中山間地域の市営住宅にあつては、収入基準を月収25.9万円以下に拡大【浜松市】
- ・過疎地域であり、単身でも入居可能に【島根県津和野町等】
- ・55㎡以下の住宅については、単身でも入居可能に【静岡県袋井市、和歌山県湯浅町等】

○その他雇用・失業対策等の地域の課題への対処

- ・離職者については、単身での入居を可能に【愛知県】

○既存ストックの有効活用等の観点から、改めて同居親族要件を設定【愛知県等】

公営住宅の入居基準の改正イメージ

従来

改正後(条例で規定)

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を政令で規定

- ・60歳以上の高齢者
- ・未就学児童がいる世帯 等

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を条例で決定

- ・低額所得者のために整備する住宅であり、富裕層の利用は不適當
- 入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位50%)

裁量階層の入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位40%)

50%
(月収25.9万円)

40%
(月収21.4万円)

この範囲内で事業主体が裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

この範囲内で事業主体が本来階層と裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

入居収入基準額を政令で規定(収入分位25%)
(本来階層)

25%
(月収15.8万円)

- ・住宅に困窮する低額所得者には、全国どこでも一定の入居機会が確保されることが望ましい
- 入居収入基準額の参酌すべき額を政令で規定(収入分位25%)

A県 B市 収入分位 A県 B市

本来の入居対象とする者(本来階層)

公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

住戸の基準（1戸あたり床面積の合計は、原則として、19㎡以上）
共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保する）等



改正後

省令（公営住宅等整備基準）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○世代構成の多様化を図る取組

- ・団地の形成に際しては、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにするため、型式（規模）及び仕様が異なる住宅を組み合わせることを明確化【兵庫県】

○地域コミュニティの活性化を図る取組

- ・児童遊園等を設ける場合は、入居者に加えて、地域住民が利用できる施設とすることを明確化【兵庫県】

○環境に配慮した取組

- ・再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努める【兵庫県】
- ・照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図る。新エネルギー利用を行うよう努める【岡山市】

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた地方道（都道府県・市町村道）に関する車線の幅員等について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 政令（道路構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」
- ※ 設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、設計自動車荷重（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）、建築限界（トンネル等における空間確保の限界）については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○交通渋滞等の地域の課題への対処

- ・都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅員を、郊外部についても縮小可能とし、右折レーンの設置を容易に【香川県】
- ・停車帯を利用した「すり抜け車両」及び「違法駐車」を抑制するため、その幅員を2.5mから1.5m標準とすることを明確化【愛知県】



○地域の通行需要に応じた道路整備の促進

- ・平地部の県道について、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2車線ではなく1車線とすることを可能に【兵庫県】
- ・歩道等の設置が困難な場合には、路肩幅員を1m以上とすることを明確化【香川県】



道路標識に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

府省令により全国一律に定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 色、形状については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○視認性の改善

- ・ローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の大きさの50%が基準だったが、文字(漢字、かな)の大きさの65%に拡大【静岡県】



案内標識



警戒標識

○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備

- ・用途上の制約や景観面を踏まえ適切な場所に設置するため、交通安全上支障のない範囲内で、道路標識の標識板や文字の寸法を縮小して設置【香川県】



規制標識



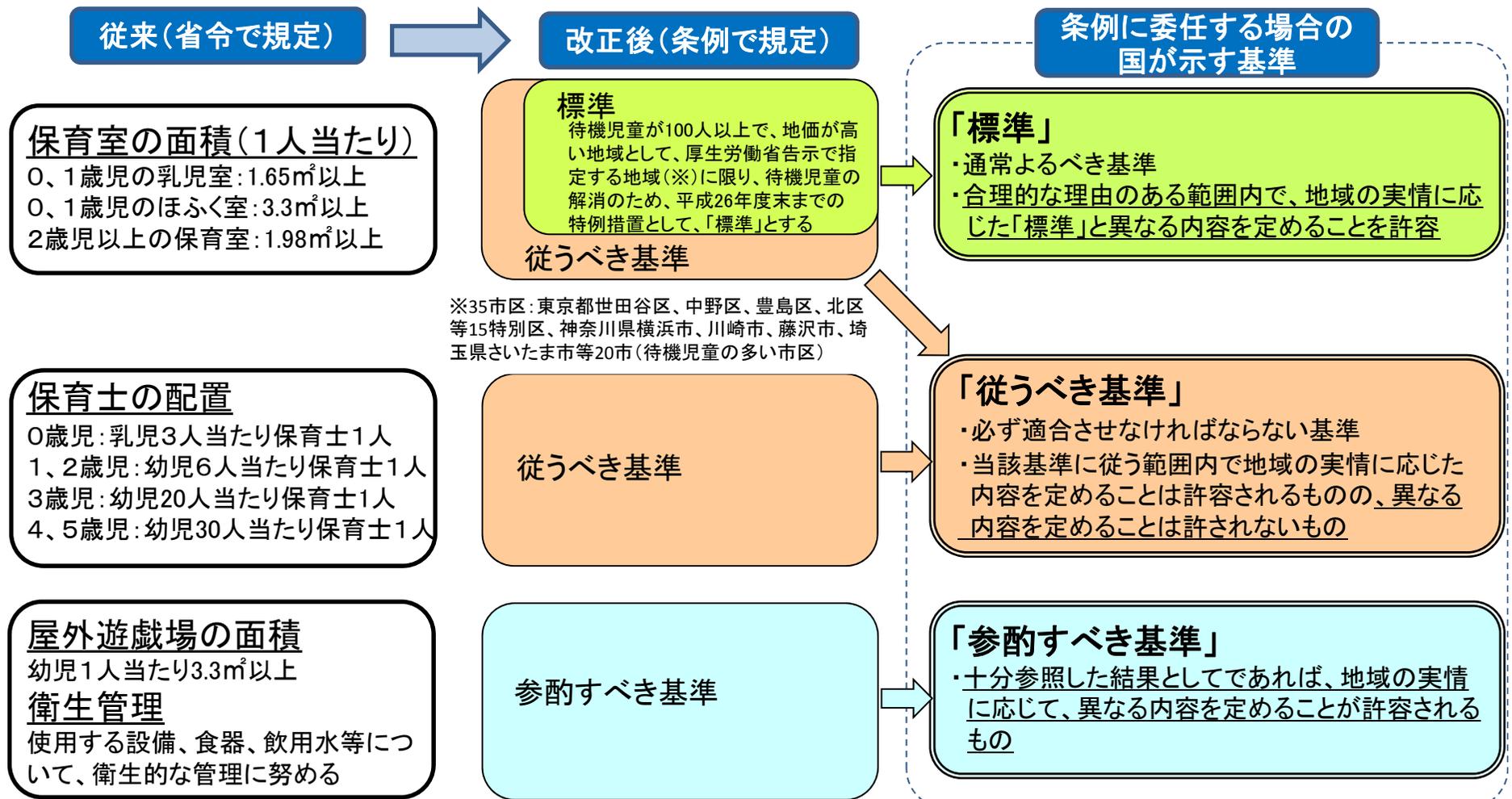
指示標識

保育所の設備及び運営に関する地方独自の基準事例（1）

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた保育所の設備及び運営に関する基準について、児童福祉法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）については、条例を制定する際の基準
- ※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市



保育所の設備及び運営に関する地方独自の基準事例（2）

地方独自の基準の具体例

○大都市部の待機児童対策

- ・0、1歳児の乳児室の面積を1人当たり1.65㎡から3.3㎡以上に引上げる一方、東京都認証保育所制度におけるこれまでの実績を踏まえ、年度の途中に定員を超えて入所させる場合は、0、1歳児の乳児室及びほふく室の面積を1人当たり2.5㎡以上とする【東京都】
- ・0歳児の乳児室及びほふく室の面積を、1人当たり5㎡以上に引上げ、また、1歳児の乳児室の面積を3.3㎡に引上げる一方、待機児童が発生している区域の保育所は、乳児室、ほふく室及び保育室の面積を1人当たり1.65㎡以上とする【大阪市】

		東京都の例		大阪市の例	
		国の基準	改正後	国の基準	改正後
0歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> (2.5㎡)以上	1.65㎡以上	<u>5㎡</u> (1.65㎡)以上
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡(<u>2.5㎡</u>)以上	3.3㎡以上	<u>5㎡</u> (<u>1.65㎡</u>)以上
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> (2.5㎡)以上	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> (1.65㎡)以上
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡(<u>2.5㎡</u>)以上	3.3㎡以上	3.3㎡(<u>1.65㎡</u>)以上
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上	1.98㎡以上	1.98㎡以上	1.98㎡(<u>1.65㎡</u>)以上

○保育の内容を充実

- ・保育士の配置基準では1歳児6人当たり保育士1人とされているが、5人当たり1人とするなど国の基準を上回る基準で保育士を配置【京都市】
- ・食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置。保育内容などをインターネットにより公表【佐賀県】

○乳幼児の安心・安全の拡充

- ・満2歳以上の幼児のみを入所させる保育所も医務室を必置【東京都】
- ・施設内防災計画の作成と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を義務付け【山口県】
- ・調理従事者等に検便の義務付け。乳児の健康管理や病状観察などを適切に行うため、乳児を入所させる保育所は、保健師又は看護師を配置するよう努める【佐賀県】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、老人福祉法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員（今回の改正に併せて、4人以下から1人（必要と認められる場合は2人）に改められた）
設備の基準（廊下の幅は1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上等）
介護の方法（1週間に2回以上入浴等をさせること）等

参酌すべき基準

居室の面積基準（入所者1人当たり10.65㎡以上）
職員の配置の基準（入所者3人当たり介護職員1人以上）等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○多様なニーズへの対応

- ・居室定員については、入居者の負担軽減のため、プライバシーに配慮しながら、2人以上4人以下も可能に【東京都】
- ・ユニット型特別養護老人ホーム（居宅生活に近い環境でケアを行う特養）の施設全体の定員については、おおむね10人以下とされているが、12人以下とする【東京都】

○地域の実情に応じた施設の整備

- ・廊下の幅は、片廊下（廊下の片側に居室等がある廊下）1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室等がある廊下）2.7m以上とされているが、片廊下は1.5m以上、中廊下は1.8m以上とする。【東京都】
- ・3階以上の施設では、特別避難階段（火や煙が入らない階段）を2以上設けることとされているが、屋内・屋外の避難階段、エレベーターを設ける場合などについても認める【東京都】

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公共職業訓練に関する施設外訓練・委託訓練について、職業能力開発促進法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 公共職業訓練……公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練
- ※ 公共職業能力開発施設……国・都道府県・市町村が職業訓練を行う、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等

地方独自の基準の具体例

○職業能力開発施設外訓練の対象の拡大

- ・従来、施設外訓練（県の研究施設や民間企業等における訓練）は知識習得型の職業訓練（例：パソコン知識の習得）に限られていたが、要件を緩和し、技能訓練についても施設外訓練の対象に追加【埼玉県】

○委託訓練の対象者の拡大

- ・従来、民間への委託訓練の対象者は、離職者や転職しようとする者などに限られていたが、要件を緩和し、在職者も対象に追加【埼玉県】

図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法律により全国一律に定められていた図書館運営審議会、公民館運営審議会、博物館運営審議会の委員の任命等に関する基準について、図書館法、公民館法、博物館法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

図書館法、社会教育法、博物館法により以下の任命基準を規定

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験のある者



改正後

図書館法施行規則等（改正前の図書館法等の内容が規定されたもの）を参酌し、地域の実情に応じた基準を条例で規定

地方独自の基準の具体例

○図書館運営審議会の委員

- ・図書館に関するボランティア活動を行う者を追加【山形県山形市】
- ・図書館において市民活動を行う団体の代表者、公募による市民を追加【愛知県豊田市】
- ・図書館利用者を追加【広島県府中市】

○公民館運営審議会の委員

- ・地域の代表者を追加【静岡県島田市】
- ・地域の活動を行う者を追加【愛知県碧南市】
- ・各種団体の代表者を追加【山口県防府市】

○博物館運営審議会の委員

- ・行政関係機関の職員、地域の代表者を追加【奈良県橿原市】

水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

改正前（水道技術管理者、水道布設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、民間・地方公共団体通じて、政省令により規定）

水道技術管理者・水道布設工事監督者の資格
・大学で土木工学（水道工学及び衛生工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格
・大学で理学、薬学等（衛生工学及び化学工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

改正後

地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、条例により、地域の実情に応じた資格の設定を可能としたところ

地方独自の基準の具体例

○地方公共団体の実情に応じた資格の設定

- ・水道技術管理者の資格について、農学等を修めた者に必要な実務経験年数は4年とされているが、3年（土木工学（水道工学及び衛生工学以外）を修めた者と同じ年数）とする【仙台市】
- ・水道布設工事監督者の資格について、10年以上の実務経験者などとされているが、「珠洲市水道事業において、5年以上実務を経験した者」を追加【石川県珠洲市】
- ・一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習（一般財団法人日本環境衛生センターの研修）を修了した者を追加【静岡県富士市】